

## 平成29年度 徳島県農地中間管理機構 活動方針

### 1 平成28年度の実施状況

平成28年度は、新たに市町村へ農地集積推進員を配置したほか、県及びJAから職員の派遣を受け新たに公社内に構築した、担い手の生産から流通・販売を支援する体制とも連携した上で、新規のみならず更新を含め、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかけた。

その結果、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積実績は107ヘクタール（見込み）で、26年度実績（38ヘクタール）及び27年度実績（86ヘクタール）と比べ着実に実績を伸ばしているが、県目標面積の500ヘクタールの約21%にとどまっていることから、より一層の取り組みが不可欠となっている。

平成29年度は、目標を達成するために、市町村をはじめとする関係機関や団体と事業推進方針を共有しながら、更なる連携を図り事業を推進することとし、それに向けた活動方針を次のとおり定める。

### 2 平成29年度重点推進事項

- (1) あらゆる機会、様々な手法による周知・PR活動の実施
- (2) 市町村及び現地事務所に配置する農地集積推進員の増員
- (3) 農地利用最適化推進委員との連携による貸出農地の掘り起こし
- (4) JA、土地改良区、関係団体との協定締結と協定に基づく一体的な事業推進
- (5) 農業経営基盤強化促進法による貸借からの付け替えの働きかけ強化
- (6) 期間借地を活用した農地集積の促進
- (7) 担い手農業者のニーズ把握のための意見交換と個別訪問の実施
- (8) 集落営農組織の法人化、組織化支援による農地集積の促進
- (9) 農地情報公開システムの積極的な活用
- (10) 基盤整備事業と機構事業をセットで実施するための関係者による集積推進会議の開催

### 3 関係機関との役割分担のもと更なる事業推進

関係機関の役割分担は以下のとおりとし、密接な連携のもと事業を推進していく。

#### (1) 市町村の役割

地域の農業振興を推進する市町村は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地貸借の窓口であることから機構事業の積極的な活用を働きかけていくほか、人・農地プランに基づく農地の集積が図られるようプランの範囲（集落や自治会単位など）の見直しや農地集積に向けた話し合いを行う。

また、重点推進地区における農地集積が図られるよう、県や機構、担い手農家と

の役割分担のもと、まとまった農地集積が図られるよう取り組むほか、受け手となる認定農業者や新規就農者の育成・確保に努めるものとする。

## (2) 農業委員会

本年度24市町村のうち19市町村において改正農業委員会法に基づき、新たな農地利用最適化推進委員が初めて設置されることから、農地中間管理機構と連携し農地中間管理事業の周知を図るほか、貸付希望農地の掘り起こしや事業の活用を積極的に働きかけるものとする。

また、農業基盤強化促進法による貸借からの付け替えの働きかけを行うものとする。特に、借り手が機構事業の担い手として登録されている場合は積極的に働きかけるものとする。

## (3) 農業会議

農業委員会と機構が連携して、農地の集積に取り組んでいけるよう農業委員会と機構との連絡・調整を図っていくものとする。

特に、新たに設置される農地利用最適化推進委員が農地中間管理機構との十分な連携が図られるよう努めるものとする。

## (4) 土地改良区

基盤整備と機構事業が一体となって実施できるよう県・市町村・土地改良事業団体連合会と連携し、農地の集積に取り組むほか、改良区内の貸し出し希望農地の掘り起こしや機構への情報提供に努めるものとする。

## (5) J A

J Aが実施する産地育成等の事業と機構事業が連携し、一体的に農地の集積に取り組めるよう努めるものとする。

また、営農指導員が中心となって、生産振興と一体となった貸付希望農地の掘り起こしや機構事業の周知を図るものとする。

## (6) 県

機構、市町村、農業委員会、農業関係団体が連携して一体的に農地集積に取り組めるよう関係機関による協定締結を支援するほか、関係機関に対して、役割分担に基づく農地集積が図られるよう指導や協力要請を行っていくものとする。

また、重点区域における、まとまった農地集積が図られるよう関係機関で構成する現場段階での集積推進会議を積極的に開催するものとする。